

特定非営利活動法人しろい地図

アレルギー食品に関する対応マニュアル

## 1. 目的

このアレルギー食品に関する対応マニュアル(以下アレルギーマニュアルと呼ぶ)は、特定非営利活動法人しろい地図(以下法人とよぶ)が食事やおやつを提供する際など、児童や職員の安全を最大限確保するための対応について、あらかじめ定めるものとします。

## 1、基本的な対応について

### ①面談時に食物アレルギーについての聞き取りを行う。

必要に応じて対応内容を協議し、その協議内容に沿って下記のように食事やおよつ提供を行う。

- ・アレルギー症状が軽微で本人が除去可能な場合は、特に対応をしない。
- ・アレルギー症状が顕著で重篤である場合、事業所からの飲食物の提供は原則しないものとする。ご家庭からアレルギーに影響のない食品等を代わりに持参していただき、それを同じ時間帯に提供する。
- ・アレルギー症状がある場合で、自分で安全なものを選ぶことが出来る場合は、別途違うものを相談して決めることとする。
- ・持参が難しい場合については、他の児童が飲食しているものを食べたくなくなってしまふ可能性があるため、利用時間帯の検討をする。
- ・飲食する場所については、間違えて摂取してしまう可能性もあるため、離れた席で飲食してもらう。
- ・医師の指示がある場合には、事業所の可能な範囲で対応する。

### ②新たにアレルギーが発覚した場合

- ・医師の診断をもとに、管理者と保護者で面談もしくは協議を行う。  
必要な対応を検討し、その協議内容に沿って飲食物の提供を行う。

## 2、その他

- ・この規定は2019年9月1日より適用します。
- ・この規定は2024年4月1日より適用します。
- ・この規定に定めがないものについては、その都度協議を行います。